

■ JFS 監査及び適合証明プログラム文書・改定案 更新箇所 対比表

JFS 監査及び適合証明プログラム文書Ver3.0			改定案			
番号	項目	本文	番号	項目	本文	変更点及び検討内容
1.3	基本文書及び対象セクター	本プログラムにおいて組織を監査する基本文書とする規格及び対応するセクター及びサブセクターは付属書3の通りとする。	1.3	基本文書及び対象セクター	本プログラム、及び組織を監査する基本文書において、対象とする規格及び対応するセクター及びサブセクターは付属書3の通りとする。	・表現を適切に修正、内容に変更は無し
2.2	組織構造	(2) JFSMIは、理事会の承認により、ステークホルダー委員会及び監査会社・研修コース承認委員会(以下、「承認委員会」という。)を設置する。各委員会の任務は以下のとおりとする。 ① 監査会社・研修コース承認委員会 監査会社及び研修機関並びにその研修コースを審査し、承認、承認の一時停止、取消、更新を判断するための委員会。 JFSM事務所の提案に基づき、理事会が承認した次の委員で構成される。 (1) 専攻及び食品材料製造業の有識者 (2) 流通業の有識者 (3) 消費者の代表 (4) 認定もしくは認証の有識者 (5) 学識経験者(食品安全、監査・研修) 監査会社・研修コース承認委員会の設置及び運営については、「監査会社・研修コース承認委員会規程」に定める。 ② ステークホルダー委員会 本プログラムを公正公平に運営するために、ステークホルダーにより構成される諮問機関。理事長が理事長の承認を得て任命する以下の委員で構成される。 (1) 食品および食品原材料製造業の代表 (2) 流通業の代表 (3) 消費者の代表 (4) 監査会社の代表 (5) 研修機関の代表(必要な場合) (6) 食品安全の専門家 (7) 特定の課題に関する専門家(必要な場合、特定のセクター又はサブセクターに該当する専門家) および/または関連事業者の代表者 理事長又は理事長の指図に従って専門的助言を行うとともに、各委員が独立してステークホルダーとしての意見を述べ、ステークホルダー委員会の設置及び運営については、「ステークホルダー委員会運営規程」に定める。	2.2	組織構造	(2) JFSMIは、理事会の承認により、ステークホルダー委員会及び監査会社・研修コース承認委員会(以下、「承認委員会」という。)を設置する。監査会社・研修コース承認委員会の設置及び運営については、「監査会社・研修コース承認委員会規程」に定める。ステークホルダー委員会の設置及び運営については、「ステークホルダー委員会運営規程」に定める。	・記載内容を規程に集約、内容に変更は無し
2.3	基本文書の開発及び維持	(4) JFSMIは、マネジメントレビュー及び内部監査により、少なくとも毎年一回本プログラムをレビューし、ステークホルダー委員会に対する前項の上で、必要に応じて改定する。レビューにあたっては、本プログラムの基本文書が最新のものであるか、ステークホルダーからの意見、質問及び情報を考慮しているかを確認する。	2.3	基本文書の開発及び維持	(4) JFSMIは、マネジメントレビュー及び内部監査により、少なくとも毎年一回本プログラムをレビューし、ステークホルダー委員会に対する前項の上で、必要に応じて改定する。レビューにあたっては、本プログラム、及び組織を監査する基本文書が適切な内容であるか、ステークホルダーからの意見、質問及び情報を考慮しているかを確認する。	・表現を適切に修正、内容に変更は無し
3.1	監査会社の要件	(8) ISO19011:2018第4.8項(監査の原則)に基づき、監査員、判定員その他監査業務に関わる委員が独立して公平な監査業務を行うための仕組みを整備していること。	3.1	監査会社の要件	(8) ISO19011:2018第4.8項(監査の原則)に基づき、監査員、判定員その他監査業務に関わる委員が独立して公平な監査業務を行うための仕組みを整備していること。	・最新版に更新
3.4	監査会社による届出・報告	「監査会社の体制変更」 所定の様式によりJFSMIへ届出、JFSMIによる確認後、JFSM-DBへ入力。 「適合証明組織の取消、一部セクター取消」 JFSMIに書面により通知 「適合組織の登録内容の変更」 JFSM-DBへ入力の上、JFSMIへ報告	3.4	監査会社による届出・報告	「監査会社の体制変更」 JFSM-DBへ入力の上、所定の様式によりJFSMIへ届出。 「適合証明組織の取消、一部セクター取消」 JFSMIに書面により通知 「適合組織の登録内容の変更」 JFSM-DBへ入力	・「監査会社の体制変更」「適合証明組織の取消、一部セクター取消」 履行の対応と合うように修正 ・「適合組織の登録内容の変更」 対応手順変更検討に沿って変更
3.9	適合組織からのフィードバック	監査会社は、監査終了以降に被監査組織から監査及び適合証明に関し、適合組織から、アンケート等によりフィードバックを収集し、報告しなければならない。	3.9	適合組織からのフィードバック	監査会社は、監査終了以降に被監査組織から監査及び適合証明に関し、アンケート等によりフィードバックを収集する仕組みを有しなければならない。	・「適合組織から、」が重複記載により削除
4.1	監査及び適合証明の有効性	2月29日に監査を行った場合、適合証明書の有効期限は3年後の2月28日までとする。	4.1	監査及び適合証明の有効性	1月10日に適合証明書の発効を行った場合、適合証明書の有効期限は3年後の1月9日までとする。	・「適合証明書を発効した日」を起算日とするため、適切な意味となるように修正 また日付の例が誤りにより修正
4.5	監査の実施	2 監査範囲(セクター・サブセクター、対象製品/対象種別(フードサービスの場合)等)	4.5	監査の実施	2 監査範囲(セクター・サブセクター)	・「フードサービスについては「フードサービス種別」に該当し、対象製品/対象種別(フードサービスの場合)等」を削除
4.10	適合証明書の発行	(1) 監査会社は、初回監査において組織を適合と判定した時は、JFSM-DBへ入力した上でJFSMIによる確認を経て適合証明書をその組織に対して発行する。適合証明書の有効期限は4.11に記す。 (2) ① 代表監査員の氏名 ② 判定員または判定委員会代表者の氏名	4.10	適合証明書の発行	(1) 監査会社は、初回監査において組織を適合と判定した時は、JFSM-DBへ入力した上で、適合証明書をその組織に対して発行する。適合証明書の有効期限は4.11に記す。 (2) ① 代表監査員の氏名(任意にて、監査員登録IDにて代替可能) ② 判定員または判定委員会代表者の氏名(任意にて、判定員登録IDにて代替可能) 監査員/判定員の氏名をIDで代替する場合、登録IDであることが判るように事項に含めるか、番号に併記すること。IDはIDから始まる9桁で表示すること。 (3) 2025年6月24日発行「適合証明書 記載事項」監査員氏名/判定員氏名/表示について通知内容に沿い、赤字部分を追加 * 2025/6/1に通知発行・実施しているため、運用自体は現行通り	・「対応手順変更検討に沿い「JFSMIによる確認を経て」を削除 プログラム文書発行時にDBマニュアルについても更新 (2) * JFSM-DB登録があることにより変更した適合証明書をJFSMIに送付する。JFSMIによる確認を受けた上で」を削除
4.11	適合組織の登録	(2) 監査会社は、適合組織から登録料を徴収し、JFSMIに支払わなければならない。登録料はJFSMが別に定める。	4.11	適合組織の登録	(2) 監査会社は、適合組織の登録料を、JFSMIに支払わなければならない。登録料はJFSMが別に定める。	・履行の対応と合うように修正
4.12.3	適合組織の取消	(2) 監査会社は、適合組織の取り消しについて、理由を付して書面により当該適合組織及びJFSMIに通知しなければならない。	4.12.3	適合組織の取消	(2) 監査会社は、適合組織の取り消しについて、理由を付して書面により当該適合組織及びJFSMIに通知しなければならない。	・「して」が重複記載により削除
4.14	適合証明書の登録事項の変更	監査会社は、適合証明書の登録事項の変更が必要と認められる場合には、JFSM-DBの登録変更を行った上で変更した適合証明書をJFSMIに送付する。JFSMIによる確認を受けた上で、適合証明書の発行を行う。(3.4参照)。	4.14	適合証明書の登録事項の変更	監査会社は、適合証明書の登録事項の変更が必要と認められる場合には、JFSM-DBの登録変更を行った上で、適合証明書の発行を行う。(3.4参照)。	・「対応手順変更検討に沿い」変更した適合証明書をJFSMIに送付する。JFSMIによる確認を受けた上で」を削除
5.1	監査員・判定員の力量	(1) ⑤ 資料、記録をレビューして証拠集める技能及び知識	5.1	監査員・判定員の力量	(1) ⑤ 資料、記録をレビューして証拠集める技能及び知識	・「を」追加
5.2	監査員の登録要件	(1) 初回登録 ① 監査員の候補者が、過去10年以内にJFSMが承認した研修機関が実施する研修、またはJFSMIによる指定の研修を修了したことを確認すること。 ② かつ、他の監査会社においてJFS規格の当該セクターの監査員として登録が有効となっていることを確認すること	5.2	監査員の登録要件	(1) 初回登録 ① 監査員の候補者が、過去10年以内にJFSMが承認した研修機関が実施する研修、またはJFSMIによる指定の研修を修了したことを確認すること。 ② 研修内容が不適切な研修機関においてJFS規格の当該セクターの監査員、または認定機関においてJFS-C規格の当該セクターの審査員として登録が有効となっていることを確認すること	・「JFS-C審査員であること」という内容を追加するため、赤字部分を追加 * JFS-C審査員登録があることにより変更した適合証明書をJFSMIに送付する。JFSMIによる確認を受けた上で」を削除
付属書2	指導事項への対応手順	重大不適合 原則として3か月以内の期間に適切な是正処置が講じられない場合は一時停止とする。 軽微な不適合 原則として3か月以内の期間内に適切な是正処置が講じられない場合は一時停止とする	付属書2	指導事項への対応手順	重大不適合 原則として3か月以内の期間に適切な是正処置の完了、及び是正処置の完了が講じられない場合は一時停止とする。 軽微な不適合 原則として3か月以内の期間内に適切な是正処置の完了、及び是正処置の計画が講じられない場合は一時停止とする	・前文の「原則として30日以内」に引き継いだ内容として記載されていたが、3か月以内の場合、是正処置が必要であることと 照認を照くことから修正 内容に変更は無し
付属書3	基本文書及び対象セクター	JFS規格(フードサービス)セクター-C、JFS規格(フードサービス・マルチサイト)セクター-GM	付属書3	基本文書及び対象セクター	G、GM記載を削除 「セクター/サブセクター名」を最新情報に更新	・最新版に更新
付属書4	適合証明の適用範囲(食品衛生法に定める業務種別(監査員・判定員への要求事項))	表「セクター及びサブセクター」項 表 C1「水産食品加工(海産)」	付属書4	適合証明の適用範囲(食品衛生法に定める業務種別(監査員・判定員への要求事項))	表「セクター及びサブセクター」項を付属書3同様最新情報に更新 表 C1「水産食品加工(海産)」を C2に移動	・最新版に更新 ・「監査員・判定員」を最新情報に更新
付属書6	用語の定義	HACCPプラン Codex 食品衛生の一般原則 2020: 日本食品衛生協会 2021年初版より	付属書6	用語の定義	HACCPプラン 国際食品規格委員会Codex 食品衛生の一般原則 2022: 日本食品衛生協会 対訳版より	・最新版に更新